

[事案 2020-43] 新契約無効等請求

・令和2年11月25日 裁定終了

<事案の概要>

募集人が無断で契約および解約したこと等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成19年3月から平成22年10月の間に契約した医療保険4件、変額保険3件、終身保険1件について、以下等の理由により、既払込保険料および解約返戻金を返還してほしい。

- (1) 契約8件とも、自分に無断で募集人が契約および解約したものであり、申込書、告知書、意向確認書、契約者貸付請求書、給付金請求書、解約請求書等の署名はすべて自分のものではない。
- (2) 契約にあたって医師の診査を受けたことはない。
- (3) 自分名義の預金口座から、何者かが解約返戻金を引き出している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約8件とも、すべて申立人が申込手続きおよび解約手続きを行っており、各申込書類、請求書類には、申立人による署名・押印がある。
- (2) 医療保険3件、終身保険1件について、申立人は診査医の診査を受けて契約している。
- (3) 医療保険2件にもとづく入院等給付金の請求、および変額保険2件にもとづく契約者貸付請求は申立人が行っており、請求書類には申立人による署名・押印がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時と解約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が無断で契約および解約をしていたこと等を理由とした既払込保険料等の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。